

令和6年度 指名停止措置状況

指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
大成建設株式会社中部支店	名古屋市中村区名駅1-1-4	自:6.6.5 至:6.7.4	1月	大成建設株式会社が共同企業体として請け負った「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」において、同社の現場代理人は、令和5年4月18日に発生した一次下請業者の作業員が負傷した事故について、遅滞なく労働者死傷病報告書を鯉沢労働基準監督署長に提出すべきところ、一次下請業者の作業所長と共謀して、同年7月4日に至るまで報告書を提出しなかった。これにより、鯉沢簡易裁判所から、令和6年3月26日、現場代理人が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたため。	要領別表第3第7号
日本ゼネラルフード株式会社	名古屋市中区千代田5-7-5 パークヒルズ千代田	自:6.6.5 至:6.12.4	6月	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
株式会社魚国総本社名古屋本部	刈谷市東新町5-118	自:6.6.5 至:7.6.4	12月	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
メーキュー株式会社	名古屋市守山区下志段味三丁目2302番地	自:6.6.5 至:7.6.4	12月	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号

令和6年度 指名停止措置状況

指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
株式会社松浦商店	名古屋市中村区椿町5-17	自:6.6.5 至:6.12.4	6月	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
葉隠勇進株式会社中部支店	名古屋市中区丸の内三丁目7番19号 法研中部ビル3階	自:6.6.5 至:6.12.4	6月	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
東武トップツアーズ株式会社名古屋支店	名古屋市中区丸の内2-18-25 丸の内KSビル11階	自:6.6.26 至:6.12.25	6月	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月30日に排除措置命令及び違反事実の認定を行ったため。	要領別表第3第1号
名鉄観光サービス株式会社中部営業本部	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	自:6.6.26 至:7.6.25	12月	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月30日に排除措置命令及び違反事実の認定を行ったため。	要領別表第3第1号
株式会社JTB名古屋事業部	名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート6階	自:6.6.26 至:7.6.25	12月	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月30日に排除措置命令及び違反事実の認定を行ったため。	要領別表第3第1号

令和6年度 指名停止措置状況

指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
近畿日本ツーリスト株式会社名古屋法人MICE支店	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル5階	自:6.6.26 至:6.12.25	6月	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加事業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が、令和6年5月30日に排除措置命令及び違反事実の認定を行ったため。	要領別表第3第1号